

10 完了報告

工事が完了したら、**30日以内**に必要な書類を添えて完了報告書を提出してください。

※リースの場合は設置初年度の3月末をもって完了としてください。

【提出書類】

●完了報告書 ※助成決定通知書を発送する際に同封します。

●防犯機器の設置前と設置後の写真
(それぞれ日時が明記され、同じアングルで比較できるようにまとめたもの)

●設置業者からの請求書と領収書の写し
(助成金交付対象となる防犯機器分のみが記載してあるもの)

●(リースの場合のみ)リース料の支払いが分かる振込証明書又は通帳の写し

●(防犯カメラを設置する場合のみ)防犯カメラ管理運用規約

※防犯カメラ管理運用規約は、管理運用責任者の設置、監査事項、防犯カメラ設置場所の明示、映像記録の保管期間の制限、データの提供及び閲覧は必ず書面をもって許可することが明記されていることが必要です。

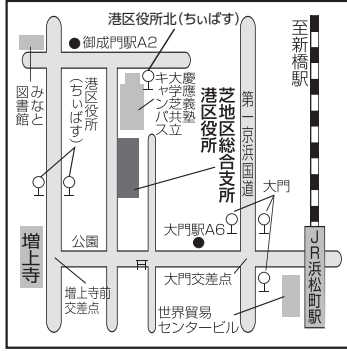
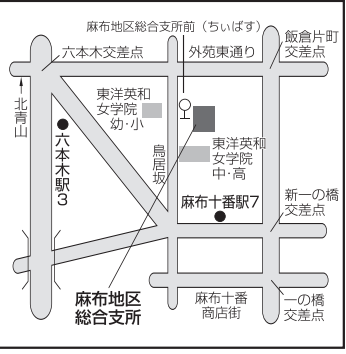
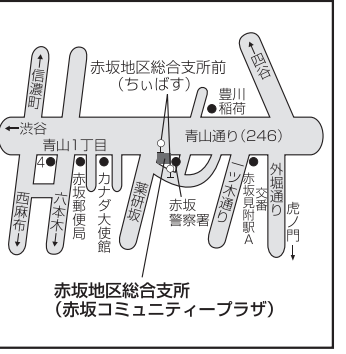
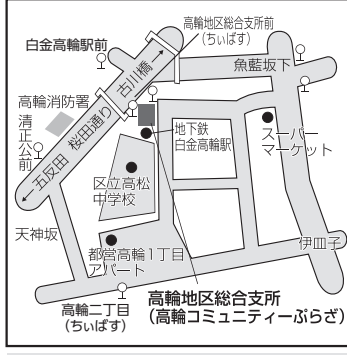
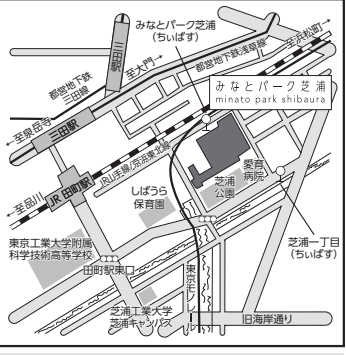
●その他工事の内容を説明するために必要な書類(平面図等)

11 Q&A

質 問	回 答
共用部分以外も助成の対象となりますか？	いいえ。ただし、オートロックシステムで、システム上、連動性が認められる場合は専有部分に設置した機器も対象となります。
現在建設中の共同住宅も対象となりますか？	いいえ。建設中の共同住宅は対象となりません。
防犯診断は必ず受けなければならないのですか？	はい。防犯診断はより効果的に防犯機器を設置するためのアドバイスとなり、受けることは助成の要件です。
防犯診断のアドバイス内容を必ず実施しなくてはならないのですか？	実施を強制するものではありませんが、アドバイスを効果的な防犯対策に活用してください。
防犯診断に併せて、建物全体の防犯に関するアドバイスなどはしてもらえるのですか？	はい。ただし、防犯診断の時間は限られているため、要点を絞るなど有効に活用してください。
防犯カメラで撮影した映像の管理はどのようにしたらよいですか？	プライバシー等に十分配慮し、記録映像の管理等は運用規約に定め、規約に定める管理運用責任者の責任において厳重に管理してください。
現在設置している防犯機器を取り替える経費は対象となりますか？	いいえ。ただし、取替えに合わせて防犯機器を増設・追加する場合は、その分の経費のみ対象となります(対象となる経費のみの見積書・請求書・領収書等が必要となります。)
保守や電気料などの維持管理経費は対象となりますか？	いいえ。飽くまでも防犯機器の設置に要する経費のみが対象です。
以前、助成を受けたが7年経過したかどうかかわからないのですか？	お近くの総合支所協働推進課にお問い合わせください。
防犯機器一式のうち、今年度カメラを更新し、翌年度サーバを更新することは可能ですか？	当時一式で助成を受けて設置している場合、今回も一式を対象とします。 ※今年度カメラを更新し助成を受けた場合、翌年度のサーバ更新は助成対象とはなりません。改めて7年経過後に再助成可能となります。
7年未満で機器が故障した場合、対象となりますか？	経年劣化による機器更新を対象とするため、7年未満での故障等は対象外となります。

質 問	回 答
更新のタイミングで機器を増設したい場合どうすればよいですか？	区の助成を受けて設置した機器を更新する際に、新たな機器を増設する場合、その増設部分についての助成を受けることはできません。
更新の際、同じ機種にする必要がありますか？グレードアップは可能ですか？	同じ機種である必要はありません。
リースやレンタルで設置した場合も対象になりますか？	リースやレンタルの場合も対象とします。 途中で機器更新があったとしても、7年経過後に申請可能とし、当該1年分のみ助成します。 (P.1の4 助成対象経費 をご参照ください。)
機器更新に合わせて、前回の助成を受けて設置した機器を移設する場合は、助成の対象となりますか？	機器更新の際に、移設して防犯効果が高まるのであれば対象となります。 ※共同住宅防犯対策助成事業の場合は防犯診断が必要です。
機器更新した場合、防犯診断を受ける必要がありますか？	同じ個所、角度であれば必要はありません。設置場所や角度を変えるのであれば、再診断が必要です。
落書き防止のために防犯カメラを設置したいが、対象となりますか？	対象となります。

<お問合せ・申請窓口>各総合支所協働推進課協働推進係

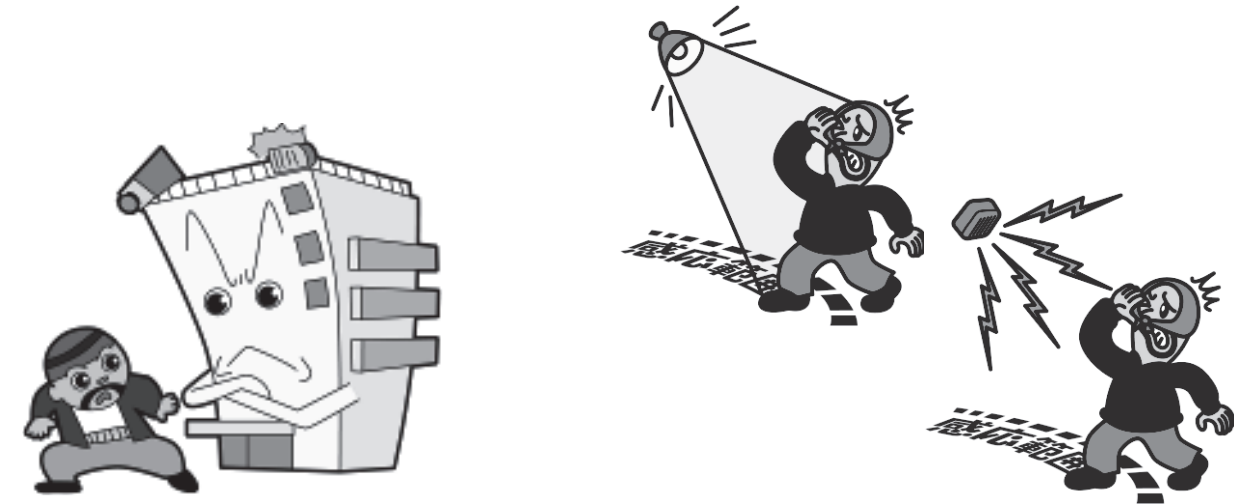
芝地区総合支所 協働推進課 協働推進係 芝公園1-5-25 ☎ 03-3578-3123  ちいばす芝ルート・麻布ルート 「港区役所」徒歩1分	麻布地区総合支所 協働推進課 協働推進係 六本木5-16-45 ☎ 03-5114-8802  ちいばす麻布ルート・田町ルート 「麻布地区総合支所前」徒歩0分	赤坂地区総合支所 協働推進課 協働推進係 赤坂4-18-13 ☎ 03-5413-7272  ちいばす赤坂ルート・青山ルート 「赤坂地区総合支所前」徒歩0分
高輪地区総合支所 協働推進課 協働推進係 高輪1-16-25 ☎ 03-5421-7621  ちいばす高輪ルート 「高輪地区総合支所前」徒歩0分	芝浦港南地区総合支所 協働推進課 協働推進係 芝浦 1-16-1 (みなとパーク芝浦内) ☎ 03-6400-0031  ちいばす芝ルート・芝浦港南ルート 「みなとパーク芝浦」徒歩0分	

(令和6年4月)

共同住宅防犯対策助成事業のご案内

港区では、共同住宅(分譲マンションや賃貸住宅)の共用部分等に対し、

新たに防犯機器を設置する場合、要した費用の一部を助成します！



防犯カメラシステムやオートロック
システムの設置

センサー付ライト・センサー付
アラームの設置

1 助成対象者

- (1) 区内にある分譲マンションの管理組合及び公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等（管理組合がないマンションについては、区分所有者の1/2以上の者で構成する団体）
- (2) 区内にある賃貸住宅所有者（個人・法人は問いません。）

2 助成対象建物

【全建物共通】	
・建物基準法その他関係法令に適合していること	
・現に住宅として使用されていること	
・住宅に係る部分の床面積の割合が全体の床面積（共用部分等を除く。）の5割を超えていること	
【上記に加え】	
分譲マンション 公共住宅	・管理組合等が整備されていること ・管理組合総会又は理事会等において、防犯機器の設置について議決又は予算措置されていること

3 助成対象防犯機器

- ・防犯カメラシステム
- ・センサー付ライト
- ・センサー付アラーム
- ・オートロックシステム
- ・その他区長が必要と認めたもの（お問い合わせください。）

4 助成対象経費

助成対象建物の共用部分等に対する、助成対象防犯機器の新たな設置に要した費用（リース（賃借）の場合は、設置初年度分のリース（賃借）に要する費用）

- ※ 既に設置済みの機器の取替え経費は対象となりません。
- ※ 保守、電気料等の維持管理費は対象となりません。
- ※ 「設置初年度分のリース（賃借）に要する費用」とは、「リースにより防犯機器の運用を開始した日からその日の属する年度の3月末までに要する費用」ということを意味します。

<例>

令和6年7月に申請し、令和6年8月に助成決定を受けた。その後工事を開始し、令和6年9月24日に設置工事を完了したため、その日から運用を開始し、その日の分からリース料を支払うこととなった。

→令和6年9月24日～令和7年3月末分が助成対象経費

5 助成対象金額

助成対象経費総額の1／2（100円未満切り捨て）（上限額50万円）

6 申請方法

設置工事を開始する前に、各総合支所協働推進課協働推進係に相談し、区所定の申請書を作成の上、必要書類を添えて提出してください（申請書は、区ホームページ（<https://www.city.minato.tokyo.jp/>）からもダウンロードができます。）。
※助成決定前に工事を開始したものは対象になりませんのでご注意ください。

【必要書類】

【全申請者共通】	
・防犯機器の設置場所を示す図面	
・設置予定の防犯機器の見積書	
・建築確認通知書又は検査済証の写し	
【上記に加え】	
分譲マンション管理組合等 公共住宅住民団体等	・管理組合等の管理規約 ・総会又は理事会等で議決されたことを証する書類 又は予算措置されていることを証する書類
賃貸住宅所有者	・建物の所有権を有することを証明する書類 （登記簿謄本、固定資産税納税通知書及び課税明細書、固定資産評価証明書等）

※上記以外にも、助成のための要件を満たしているかを確認するため、図面（平面図）等をご提出いただく場合がありますのでご了承ください。

※登記簿謄本について、インターネットで情報を取得し、印刷したものはお使いいただけません。

※紛失等により、建築確認通知書・検査済証の写しを提出することができない場合は、港区等が発行する「台帳記載事項証明書」でも可とします。「台帳記載事項証明書」については、港区街づくり支援部建築課建築事務係にお問い合わせください。（☎03-3578-2281）

7 申請に当たっての注意事項

- (1) 助成は、1対象者につき、1回限りとします。
- (2) 助成は、1対象者につき、1住宅のみとします。
- (3) 本助成制度を利用して設置した防犯機器を、耐用年数等の理由により更新する場合に限り、設置の日から7年経過した場合は、その翌年度以降に再度申請が可能です。（利用回数の制限については設けないこととします。）
- (4) 各個人の住居部分（専有部分）についての防犯対策は対象になりません。
- (5) 職員が現地調査を行う場合があります。
- (6) この制度を利用した防犯対策により生じた作業上のトラブル、取付け後の盗難等による損害について、区は一切その責任を負いません。

次ページ以降で、助成金支給までの流れ・必要な手続きをご説明します。必ずお読み下さい！



申請前に必ずお読みください！

8 助成金支給までの流れ

1 事前相談・申請書提出	設置工事を開始する前に、各総合支所協働推進課協働推進係に相談し、区所定の申請書を作成の上、必要書類を添えて提出してください。 ※ <u>助成決定前に工事を開始したものは対象になりませんのでご注意ください。</u>
2 防犯診断の実施	対象建物の防犯診断を受けてください（診断日は事前に調整させていただきます。）。 ※ <u>防犯診断は区が委託した団体が行います。</u> ※ <u>任意ではなく、必ずお受けいただきます。</u> ※ <u>機器更新の場合、設置場所等の変更がなければ不要です。ただし、更新に合わせ移設や画角が変わる場合は受けてください。</u>
3 助成決定	防犯診断実施後、区は診断結果や書類等の確認をした上で助成を決定します。
4 工事開始	<u>助成決定通知書が届いたら</u> 、工事を開始してください。
5 変更届出 ※該当する場合のみ	助成決定後、工事完了までの間に申請内容を変更する場合、直ちに各総合支所協働推進課協働推進係に相談し、事前に承認を受けてください。 ※ <u>承認を受ける前に変更した場合、助成金をお支払いできなくなる場合があります。</u>
6 完了報告	工事が完了したら、 <u>30日以内</u> に必要な書類を添えて完了報告書を提出してください。※ <u>リースの場合は設置初年度の3月末をもって完了としてください。</u>
7 交付決定	区は完了報告書を精査し、助成金交付額を確定します。その後、申請者あてに請求書を送付します。
8 請求書の提出	交付が決定されたら、区に対し <u>30日以内</u> に請求書を提出してください。
9 助成金支払	区は提出された請求書に基づき、申請者の口座へ助成金を振り込みます。 ※請求書受理から振込みまで、概ね30日程度かかります。

9 変更届出

助成決定後、工事完了までの間に申請内容を変更する場合、直ちに各総合支所協働推進課協働推進係に連絡し、事前に承認を受ける必要があります。

（例）設置する防犯機器の変更・中止、予定経費の増減等

【必要書類】

- ・変更届出書 ※助成決定通知書を発送する際に同封します。
- ・変更内容が確認できる書類（変更後の平面図、製品のカatalog、見積書等）

- ※承認を受ける前に変更した場合、助成金をお支払いできなくなる場合があります。
- ※変更内容によっては助成できない場合もあります。